

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の 一部を改正する法律案の概要

令和 3 年 2 月
農 林 水 産 省

趣 旨

京都議定書の森林吸収量目標を達成するため、平成 20 年に間伐等特措法を制定、平成 25 年に改正・延長し、令和 2（2020）年度までに実施される間伐、再造林等の森林整備や、成長に優れた樹木（特定母樹）の増殖を推進してきた。

京都議定書の後継であるパリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標（令和 12（2030）年度に 2.0%削減）の達成のためには、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要であり、さらに、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、生産が本格化しつつある特定母樹から育成された苗木を用いた再造林を促進し、森林吸収量の最大化を図ることが重要であることから、所要の措置を講ずることとする。

法案の概要

1 現行法による支援措置の延長

(1) 市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に基づく間伐等の実施に対する以下の支援措置の期限を令和 12（2030）年度まで 10 年間延長する。

- ・法定交付金（美しい森林づくり基盤整備交付金）の交付
- ・森林整備事業の地方負担分に係る地方債の起債の特例 等

（第 2 条及び第 6 条～第 8 条関係）

(2) 特定母樹の増殖を行う民間事業者等に対する林業・木材産業改善資金の償還期間の延長の特例等の支援措置の期限を令和 12（2030）年度まで 10 年間延長する。

（第 2 条及び第 11 条～第 13 条関係）

2 再造林を促進する措置の創設

特定母樹から育成された苗木（特定苗木）を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進するため、都道府県知事が、

- ① 自然的社会的条件からみて植栽に適した区域（特定植栽促進区域）を指定
- ② 区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする林業事業者等が作成する計画（特定植栽事業計画）を認定
- ③ 計画の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる

制度を創設する。

（第 2 条、第 4 条第 3 項及び第 14 条～第 17 条関係）

施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

背景

- 京都議定書の森林吸収量目標を達成するため、平成20年に間伐等特措法を制定、平成25年に改正・延長し、令和2(2020)年度までに実施される、①間伐、再造林等の森林整備、②成長に優れた樹木(特定母樹)の増殖を推進。
- パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標(令和12(2030)年度に2.0%削減)の達成のためには、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要。
- さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、生産が本格化しつつある特定母樹から育成された苗木を用いた再造林を促進し、森林吸収量の最大化を図ることが重要。

法律案の概要

現行法による支援措置の延長

- 現行法に基づく以下の支援措置の期限を令和12(2030)年度まで10年間延長。
 - ① 市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に基づく間伐等の実施に対する
 - ・法定交付金(美しい森林づくり基盤整備交付金)の交付 (第6条)
 - ・森林整備事業の地方負担分に係る地方債の起債の特例 等 (第7条・第8条)
 - ② 特定母樹の増殖を行う民間事業者等に対する
 - ・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長の特例 等 (第11条～第13条)

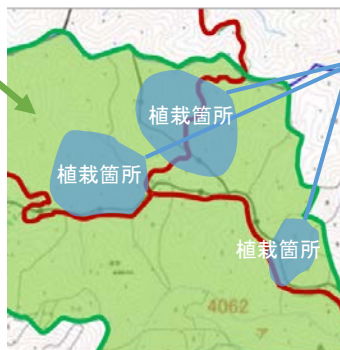
再造林を促進する措置の創設

- 特定母樹から育成された苗木(特定苗木)を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進するため、都道府県知事が、
 - ① 自然的社会的条件からみて植栽に適した区域(特定植栽促進区域)を指定 (第4条第3項)
 - ② 区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする林業事業者等が作成する計画(特定植栽事業計画)を認定 (第14条第1項)
 - ③ 計画の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる (第16条・第17条)
- 制度を創設。

<特定植栽促進区域と特定植栽事業計画のイメージ>

■ 特定植栽促進区域

自然的・社会的条件の良い(森林の土地の生産力が高い、林道からの距離が近い等)森林を知事が一体的に指定。

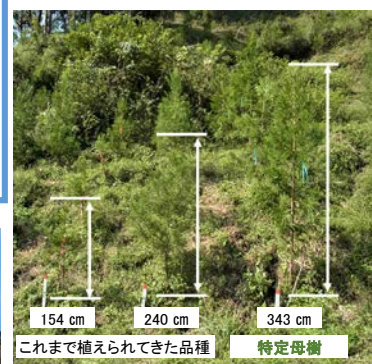


■ 特定植栽事業計画

事業計画に基づく金融面での特例措置により、林業機械の導入等による効率的な再造林を支援。



<特定母樹の成長> (植栽後3年の比較)



施行期日

- 令和3年4月1日

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針の概要

(下線部は主な改正箇所)

基本指針の位置付け

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施を促進するための基本的な指針を定めるもので、都道府県知事が定める基本方針の指針となるべきもの。

概要

第1. 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標に関する事項

1. 特定間伐等の実施の促進の意義及び目標

- ① 令和3年度から令和12年度の10年間に全国で年平均45万haの間伐を目標とする。
長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽をはじめ主伐後の再生林も促進する。
- ② 基本方針には、上記目標を踏まえ、特定間伐等の数値目標を設定するほか、特定植栽の目標、特定苗木の種類、植栽本数等を具体的に示すことが望ましい。

2. 特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標

- ① 令和3年度から令和12年度の10年間に引き続き特定母樹の増殖を促進し、増殖した特定母樹により構成された種穂の採取源を全国的に整備することを目標とする。
- ② 基本方針には、上記目標を踏まえ、増殖した特定母樹の種穂の採取源の整備、採種園・採穂園の規模、特定増殖事業の実施方法等を具体的に示すことが望ましい。

第2. 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項

特定間伐等を実施することが適当と認められる森林を対象として設定する。特定植栽促進区域が設定された場合、市町村は特定間伐等促進計画に特定植栽促進区域を含む必要がある。

第3. 特定間伐等促進区域のうち、特定植栽の実施を促進すべき区域の基準

林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件、特定苗木の供給目標等を勘案し、特定苗木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林を対象として設定する。地形・地質等から山地災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう留意する。

第4. 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

1. 特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

特定植栽促進区域内の市町村は、特定植栽事業の実施方法等についても定め、特定植栽事業計画に記載された植栽については、特定間伐等促進計画にも位置づけられ交付金等の交付等の対象になることに留意する。

2. 特定植栽促進区域における特定植栽事業の実施に関する基本的な事項

- ① 低密度植栽、伐採と造林の一貫作業等、造林の低コスト化・省力化に努める。
- ② 特定苗木の種類、調達先等を明らかにするとともに、特定苗木である旨の表示が行われているものを調達する。

第5. 特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項

生産事業者が特定母樹の種穂を広く利用できるよう、都道府県間の広域的な種苗の流通を念頭に置きつつ、種穂の生産体制の整備を図る。

第6. 特定増殖事業の実施に関する基本的な事項

- ① 地域に適した特定母樹を選定し、採種園・採穂園を適正に造成・管理する。
- ② 生産事業者が特定母樹の種穂を広く利用できるよう努めるとともに、増殖した特定母樹から採取した種穂等であるかどうかの表示を適切に実施する。

第7. その他特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項

1. 法に基づく取組以外との取組との効果的な連携

① 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

森林経営計画に基づく施業の推進、路網整備、間伐等の効率化・低コスト化、人材育成・確保等に努める。

② 特定植栽の実施の促進に寄与する取組

i 特定植栽促進区域においては、特定植栽の実施を盛り込んだ森林経営計画の作成を促すなど、森林計画制度も適切に運用しながら特定植栽を促進する。

ii 市町村は、必要に応じて森林経営管理制度も活用しながら特定植栽の実施を促進する。

③ 特定母樹の増殖の実施の促進に寄与する取組

特定苗木に加え、病虫害・気象害への抵抗性種苗、優良広葉樹、少花粉・無花粉スギ等の優良種苗の確保のほか、優良種苗の開発から造林までの期間短縮等に努める。

2. 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に向けた国等の援助等

- ・都道府県知事等は、認定特定植栽事業者等に対し必要な情報提供、助言等に努める。
- ・森林研究・整備機構等の特定母樹を所有する者は、認定特定増殖事業者に対し特定母樹の種穂の提供のほか、情報提供、技術的助言、指導等に努める。
- ・都道府県及び市町村は、特定間伐等促進区域内の森林所有者等の関係者に対し必要な情報提供、助言、あっせん等に努める。

今後の予定

- ・3月10日までパブリックコメントを実施中。
- ・パブリックコメント終了後、法律の公布・施行に合わせ速やかに公表。

路網整備や再造林対策の効果的な推進のための区域の設定に向けた実証・調査事業（新規）

- 主伐後の再造林を確保して、持続的な林業の成長のためには、地域に応じた効率的・低コストの森林整備が必要。
- 効率的で持続可能な森林整備とその実施に必要な路網整備には、適地の判別と効果的な計画が重要。
- このため、航空レーザ計測や空中写真等を活用し、モデル地域において森林整備を効率的に行う区域を設定する手法を開発するとともに、当該地域において、路網整備や森林施業に係る計画策定の手法を開発する。

背景

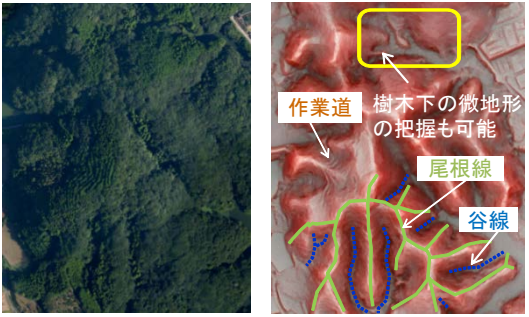
□ 効率的・低コストの森林整備

- 人工林は本格的な利用期を迎えており、森林施業の実施に当たって、資源量等の基礎情報を効率的に把握することが極めて重要。
- 基礎情報を踏まえ、再造林適地や主伐・再造林一貫作業地など、今後の森林施業を見据えて適地を判別することが重要。

□ 路網整備のための計画策定

- 近年、航空レーザ計測の技術が急速に進展。傾斜・地形、樹種・樹高、路網の整備状況、危険箇所等を正確に把握することが可能。
- 路網整備の計画の策定に当たっては、詳細な森林情報や具体的な森林施業と関連付けた効率的なものにすることが重要。

■ 近年の航空レーザ計測による森林状況の判別



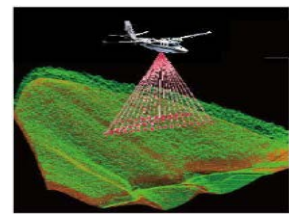
「現況」が見える

「地形」が見える

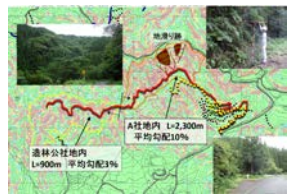
対応方向

□ 路網整備や森林施業に係る計画の策定手法の開発

- 効果的・効率的な路網整備計画の策定、再造林適地や皆伐不適地の抽出、主伐・再造林一貫作業や長伐期施業地等の設定を行う。



航空レーザ計測データの活用



効率的な路網設計



再造林適地・皆伐不適地の抽出

□ 区域設定手法等の手引きの作成

- 全国の地方自治体等で活用されるように、手引きの作成、普及・啓発に向けたセミナーを実施する。



手引きの作成



セミナーの実施